

弁護士 井上洋一(中小企業診断士・産業カウンセラー)

あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853
西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階
愛三西尾法律事務所
電話：0563-53-0222
FAX：0563-53-0222
e-mail: inoue@aisan-law.jp



マネージメントと「文書」の大切さ

◆マネージメント力が問われる傾向

厚生労働省は、平成 31 年度からの新事業として、企業のマネージメント力を支える人材育成強化プロジェクト事業(仮称)を行うとしています。

具体的には、マネージメント力向上のためのモデルカリキュラムの開発を進め、企業の教育訓練の実施を総合的に支援するセミナー等を行うということです。昨今、セクハラ、パワハラ、情報セキュリティなどに端を発する不祥事が顕在化しており、労働・職場環境の悪化や、生産活動の停止等により、企業の生産性に悪影響を与える場合も生じている現状を踏まえて実施するものです。

◆文書の重要性

マネージメント力向上は、国としても取り組む企業の課題となっていますが、日頃の労務管理方法としては、やはり文書でのやりとりが重要でしょう。

テクノロジーが発達したとはいえ、人間同士の問題に対しては目に見える文書とともに注意・指導等を行うのが、一番「響く」と思われますし、文書を残しておけば、万が一裁判になった場合などにも会社側の主張を立証する証拠ともなります。

◆状況に合わせた見直しが必要

懲戒処分を通知する文書でも、けん責、減給、懲戒処分通知書、諭旨退職、管理不行届きだった管理者への処分など、それぞれ内容も書きぶりも違ってきます。

また、最近の裁判では、例えば問題社員の行

動に対して注意・指導書を発しているだけではダメで、面談等による実際的な指導も必要と判断されるようになってきているようです(問題社員と接するのは嫌だという担当者の心情も理解できません)。さらに、SNS の使用等に関する注意・警告のための文書など、新しい文書も必要となつてきていますので、自社の文書や労務管理の実態が、世の中の状況に対応しているか見直してみる必要があるかもしれません。

◆わかりやすい文書を書くには

また、日常業務に使う文書(年末調整用の書類提出のお願いなど)も、わかりやすさを意識することで、従業員の会社・管理部門に対する印象は随分と変わってきます。役所や国が出した情報の丸写しは、間違いがないかもしれませんが、しかし、従業員が理解しにくいようでは、結局きちんと読まれずに、ミスや手戻りにつながってしまいます。伝わる文章を書くコツは、「小学生にもわかるように」書くことだそうです。意識して変えてみるとマネージメントの改善にもつながるでしょう。

外国人労働者が約 146 万人に ～厚労省届出状況

◆外国人雇用事業所数、外国人労働者が過去最高

厚生労働省は、平成 30 年 10 月末時点の外国人雇用についての届出状況を公表しました。

外国人を雇用している事業所は 21 万 6,348 力所(前年同期比 21,753 力所、10.2 ポイント増)、外国人労働者は 146 万 463 人(前年同期比 18

万 1,793 人、14.2 ポイント増)で、ともに平成 19 年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新しました。

増加の要因としては、高度外国人材や留学生の受入れが進んでいることや、永住者や日本人の配偶者等の身分に基づく在留資格の人たちの就労が進んでいること、技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること等が考えられます。

◆国籍別・在留資格別の実態

外国人労働者を国籍別にみると、中国が最も多く 38 万 9,117 人(全体の 26.6%)、ベトナムが 31 万 6,840 人(同 21.7%)、フィリピンが 16 万 4,006 人(同 11.2%)と続いています。特にベトナムは、前年同期比より 7 万 6,581 人(31.9 ポイント増)と大きく増加しています。

また、在留資格別にみると、身分に基づく在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等)の 49 万 5,668 人(全体の 33.9%)が最も多く、資格外活動(留学を含む)(34 万 3,791 人、23.5%)、技能実習(30 万 8,489 人、21.1%)、専門的・技術的分野(27 万 6,770 人、19.0%)と続いています。

◆都道府県別・産業別の実態

都道府県別でみると、東京都が最も多く 5 万 8,878 力所(全体の 27.2%)、愛知県が 1 万 7,473 力所(同 8.1%)、大阪府が 1 万 5,137 力所(7.0%)と続いています。

産業別にみると、「製造業」が最も多く 4 万 6,254 力所(全体の 21.4%)、「卸売業、小売業」が 3 万 6,813 力所(同 17.0%)、「宿泊業、飲食サービス業」が 3 万 1,453 力所(同 14.5%)と続いています。「製造業」と「卸売業、小売業」は前年同期比よりも減少している一方で、「宿泊業、サービス業」と「建設業」は増加となっています。

◆入管法改正による影響は？

今年 4 月施行の改正入国管理法により、新しい在留資格「特定技能」が創設され、外国人労働者の受入れが拡大します。また、政府は「今後 5 年間に 14 業種で 34 万人超の外国人労働者の受入れを目指す」方針を示しています。受入れ事業者ならずとも、外国人との共生をどうしていくか、社会全体で考えていかなければなりま

せん。

【参考】厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(PDF)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000472892.pdf>

3 月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

11 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

15 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの>[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 個人事業所税の申告[都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]
- 所得税の確定申告期限[税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出[税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出[税務署]

4 月 1 日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]